

## 「伊万里道路」の事業説明会の開催について

下記事業の目的及び内容について、下記のとおり説明会を開催します。

なお、この説明会は、土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会にも該当しますので、申し添えます。

### 1 起業者の名称及び住所

東京都千代田区霞が関二丁目1番3号  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

### 2 事業の種類

一般国道497号新設工事（西九州自動車道「伊万里道路」）及びこれに伴う市道付替工事

### 3 事業の施行を予定する土地の所在

佐賀県伊万里市南波多町府招字長田地内から同市東山代町長浜字浜頭地内まで

### 4 会場及び日時

伊万里コミュニティセンター 講堂(伊万里市松島町350番地4)  
令和3年1月20日(水) 午後7時～午後8時30分  
(受付開始午後6時30分)

### 5 主催

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

### 6 問い合わせ

国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所  
計画担当：計画課 用地担当：用地第二課  
電話（0952）32-1151

### ※新型コロナウイルス感染拡大防止、受付等

- ・この説明会に関し、出席のための旅費・日当等につきましては、主催者側で負担することはありませんので、あらかじめご了承ください。
- ・入場の際、検温を実施させていただきますので、ご協力をお願いします。
- ・会場内では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からマスクの着用をお願いします。
- ・会場内には、消毒液等を設置していますので、手指の消毒にご活用ください。
- ・会場内で、受付簿にお名前、ご住所及び電話番号のご記入をお願いします。